附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十一号）の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令及び衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「第三十三条第一項（同法）の下に「第十六条の二第六項及び」を、「第三十一条の二第一項」の下に「（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）」を加え、「第五章の五」を「第五章の六」に改める。

一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）別表第五号

二　衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百八十二号）別表第三第四号

（金融庁組織令の一部改正）

第三条　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十二号、第四条第一項第十六号及び第十条第一項第十一号中「第五章の五」を「第五章の六」に改める。

第十七条第一項第十号中「第三十一条の二第一項」の下に「（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）」を加え、「第五章の五」を「第五章の六」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年一月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第十六号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項、第三十条及び附則第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第百六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

（法附則第五条第一項の規定による特定外来生物の取扱いに関する特例）

第二条　次の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体（法第二条第一項に規定する個体をいう。以下この条において同じ。）について、当該生物の個体の飼養等（法第一条に規定する飼養等をいう。以下この項及び次項において同じ。）を業として行う者のする飼養等が、当該生物の個体（当該生物の個体を商業的目的で繁殖させる場合にあっては、生きていないもの及びその加工品を含む。）の販売又は頒布をする目的以外の目的で、当該生物の種類ごとに主務大臣が定める方法によりなされる飼養等である場合（法第五条第一項の許可を受けた者が輸入又は購入をした当該生物の個体について飼養等をする場合を除く。）には、当分の間、法第四条の規定は、適用しない。

項	種名
1	*Trachemys scripta*（アカミミガメ）
2	*Procambarus clarkii*（アメリカザリガニ）
備考　括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名である。	

2　前項の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体について、同項に規定する者以外の者のする飼養等が、当該生物の個体の販売又は頒布をする目的以外の目的でなされる飼養等である場合（法第五条第一項の許可を受けた者が輸入又は購入をした当該生物の個体について飼養等をする場合を除く。）には、当分の間、法第四条の規定は、適用しない。

3　第一項の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体について、販売若しくは購入又は頒布に当たらない譲渡し等（法第八条に規定する譲渡し等をいう。）をする場合には、当分の間、同条の規定は、適用しない。

別表第一の第一の三のイ中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2)　ぬまがめ科
1　*Trachemys scripta*（アカミミガメ）

別表第一の第一の七のロの(2)の1の項中「に属する種のうち*Procambarus clarkii*（アメリカザリガニ）以外のもの」を「全種」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年六月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の種名の欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。）のうちこの政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の種名の欄に掲げられていないものに係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。

3　主務大臣は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

農林水産大臣　野村　哲郎

環境大臣　西村　明宏

内閣総理大臣　岸田　文雄